二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　［略］

ニ　繰延税金負債

［削る］

［削る］

ホ～チ　［略］

（繰延税金資産等の表示）

第十六条の七　［削る］

繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（純資産額の計算基準）

第三十八条　法第九十九条第七項（法第百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。

一・二　［略］

三　固定資産のうち、次に掲げるもの

イ～ニ　［略］

ホ　繰延税金資産

四～十　［略］

2～13　［略］

別表第四（第百十三条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
［略］	［略］	［略］
商品デリバティブ取引残高帳	［略］	一　法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介若しくは代理に係るもの又は同条第十項第一号ニに掲げる取引の委託に係るものにあっては、記載することを要しない。 二～八　［略］
［略］	［略］	［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　［略］

ニ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ～チ　［略］

（繰延税金資産等の表示）

第十六条の七　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（純資産額の計算基準）

第三十八条　法第九十九条第七項（法第百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。

一・二　［略］

三　固定資産のうち、次に掲げるもの

イ～ニ　［略］

ホ　繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）

四～十　［略］

2～13　［略］

別表第四（第百十三条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
［略］	［略］	［略］
商品デリバティブ取引残高帳	［略］	一　法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。 二～八　［略］
［略］	［略］	［略］